

地方自治体と連携した地域知財活性化活動

— 支援センターの活動を中心として —

日本弁理士会知的財産支援センター

センター長 **牛久 健司**



要約

日本弁理士会は平成12年に島根県と知的財産を活用した地域振興のための協定を締結し、支援活動を展開して5年目に入っている。平成17年度は、島根県、島根大学、松江高専との4者協定を結び、産学連携と技術移転を含めた支援を視野に入れている。さらに平成17年度は、日本弁理士会は、高知県、北海道、岩手県、福島県、栃木県と知財活用協力、支援協定を締結し、知財戦略セミナー、相談会等を開催している。鳥取県、岡山県、広島県、山口県の中国地方においても中国経産局と共催でセミナーを実施している。さらに総務省との共催のITベンチャー支援も全国18地域に及んでいる。支援事業の地方展開はますます増大する。

目次

1. 知財支援のための日本弁理士会の組織
2. 支援センターの組織と主な活動
3. 地方自治体との連携による地域振興
4. ITベンチャー支援
5. おわりに

.....

1. 知財支援のための日本弁理士会の組織

弁理士は知的財産に関する専門サービス、たとえば、特許、実用新案、意匠、商標の権利化等の代理、著作権を含む知的財産全般の相談、契約代理等、さらに紛争解決のための仲裁、訴訟代理等を業務とする。日本弁理士会は6,100人を超えるすべての弁理士を会員とする全国単一の組織である。

日本弁理士会は知的財産制度の活用を普及させることが社会的使命であると考えている。この使命を果たすために日本弁理士会は、過去においては「特許制度昂揚普及委員会」等を通して制度の普及活動を行ってきたが、より明確な形で社会的活動を展開するために、平成11年4月に日本弁理士会知的財産支援センター(以下、単に「支援センター」という)を設立した。支援センターは、「知的創造活動並びに内外国の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的とする」(支援センター規則第2条)ものである。

会員の指導、連絡および監督の徹底と、より木目細かな地域活動を促進するために、近畿地方(大阪、京都、

兵庫、和歌山、奈良、滋賀)、東海地方(愛知、岐阜、三重、静岡、長野)および九州地方(福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄)に支部が置かれ、関東地方を除く他の地域に三つの地区部会(東北・北海道部会、北陸部会および中国・四国部会)が設けられている。

正副会長会の打ち出す支援活動の政策を実現するために支援センター、近畿、東海、九州の三支部および三つの地区部会がそれぞれ地域と役割を分担し、かつ協力して全国的な支援活動および地域に密着した支援活動を行う体制ができ上がっている。支援センターは、東京を含む関東地区の支援活動、ならびに設立間もない九州支部および三つの地区部会がカバーする地域の支援活動の援助、ならびに全国的規模の支援活動を主に担っている。

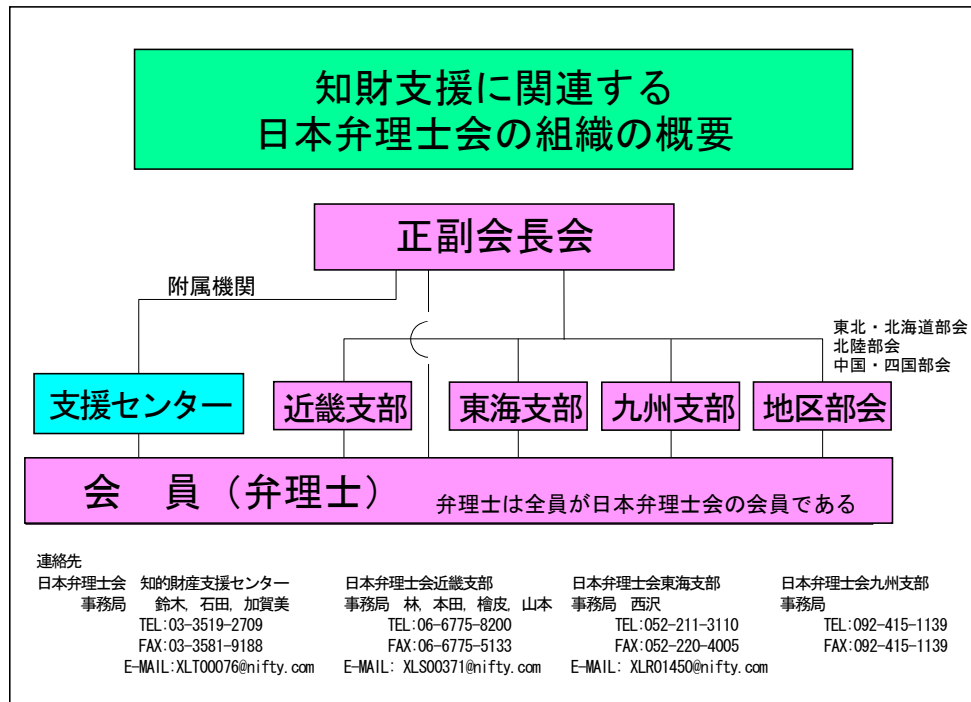
近畿、東海両支部は独自の地域支援活動を行っており、その全容を詳細に明らかにすることは筆者の能力を超えるので、これらの両支部の活動についての報告は後日、別途行っていただくとして、以下では主に、支援センターの支援活動について説明する。

2. 支援センターの組織と主な活動

2.1 支援センターの組織

支援センターは、総務部、出願等援助部、第1事業部、第2事業部および第3事業部から構成されている。

総務部は、支援センター全体の事務的な管理、支援



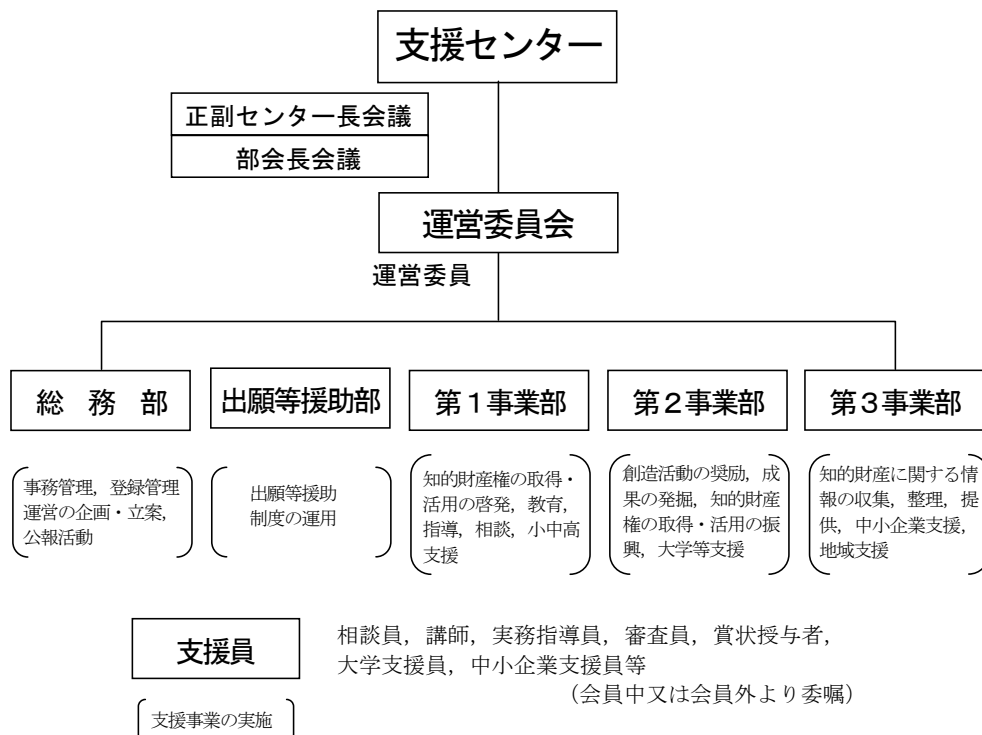
員の登録管理, 支援センターの運営に関する企画および立案, 支援センター報案の作成等の対内的な活動と, 支援センターだよりの発行, ホームページの管理等の広報活動を含む対外的な活動を行う。

出願等援助部は, 特許出願等援助規則にしたがって, 資力に乏しい中小企業, 個人の特許出願について, 弁理士費用, 印紙代等を貸与または給付するための審査等の運用を行う。

第1事業部は, 常設無料相談室の管理, 運営, 知的

財産に関する講演会, 講習会の開催等を含む知的財産啓発, 教育, 指導, 相談等, 知的財産の昂揚普及活動を行う。特許, 商標のエンターテインメント・セミナーという寸劇形式のセミナーの実施, 小中高支援チームによる小中高支援活動等も行っている。

第2事業部は, 主に創造活動の奨励, 成果の発掘, 知的財産の取得, 技術移転, 大学等(高専を含む)支援を行う事業部である。特に学援隊を組織して国立大学法人化に向けた支援を多くの大学でのヒアリング結



果に基づいて行ってきた。

第3事業部は、知的財産に関する情報の収集、全国の補助金制度等の調査、中小企業支援を主な任務とする事業部である。現在は、後述する地方自治体と連携した地域知財活性化活動、ITベンチャー支援の中心的役割を果たしている。

支援センターの上記の各種活動を担うのは支援員であり、支援員は全会員の中からアンケートに回答することにより意志表示のあった会員によって構成される。支援センターは支援員データベースと支援員選定基準を有しており、支援員（講師、相談員）の派遣要請に最も適した支援員を選定して派遣している。

2.2 弁理士へのアクセスのツール

日本弁理士会および支援センターでは適切な弁理士を見つけるための3種類のツールを用意している。

① 日本弁理士会ホームページ <http://www.jpaa.or.jp/>

弁理士の氏名、事務所の名称および所在地等に関するすべての弁理士の情報を日本弁理士会ホームページに掲載しており、誰でもアクセスして閲覧することができる。

本人から情報開示の届出があった弁理士については、取扱専門分野、技術分野、ホームページ等の情報も掲載されている。

② 日本弁理士会電子フォーラム（弁理士専用）

日本弁理士会電子フォーラムは日本弁理士会から会員（弁理士）に情報を伝達するための電子媒体である。専用のIDをすべての弁理士に配布してある。アクセス回数は月平均約170,000回（平成16年度）で、月に約3,400名の会員が電子フォーラムにアクセスしているという利用頻度の高い媒体である。

この電子フォーラムには、公共機関からの依頼に応じてその公共機関の弁理士公募情報を掲載する。たとえば、地方公共団体（都道府県など）が知的財産専門職員を公募する場合、大学が知的財産本部員を公募する場合等において電子フォーラムを利用できる。

③ 講師、相談員の派遣

支援センターの事業の一つに講師、相談員（支援員）の派遣がある。これは、公共性または公益性のある機関（地方自治体又はその研究機関、商工会議所、公設試験所、学校等）が知的財産について、講演会、セミ

ナー、説明会、研究会等を開催するとき、または相談会を開くとき、要請に応じて、適切な支援員（講師、相談員）を派遣するもので、既に多くの実績がある。

なお、日本弁理士会の主要な組織のサイト（ウェブページ）へは次のURLを用いてアクセスすることができる。

日本弁理士会 HP 知的財産支援活動のURL

<http://www.jpaa.or.jp/event/index.html>

日本弁理士会 HP 4箇所無料発明相談のURL

http://www.jpaa.or.jp/free_advisement/practicaluse/index.html

日本弁理士会近畿支部 HP トップURL

<http://www.kjpaa.jp/>

日本弁理士会東海支部 HP トップURL

<http://www.jpaa-tokai.jp/index.php>

2.3 特許等の無料相談会

日本弁理士会には常設の無料特許相談室が下記の通り、東京、名古屋、大阪および福岡に設けられている。福岡だけは週に1回であるが、東京、名古屋、大阪は平日の毎日開いている。来訪、電話を含めて年間5,200件以上の相談がある。

弁理士の日（7月1日）の前後の土曜日または日曜日に全国30会場以上で全国一斉無料相談会も開催している。

その他に、発明の日や、特許流通フェアの会場にて相談ブースを設けて無料相談に応じ、また十士業暮らしと事業のよろず相談会にも参加している。

相談会の開催または相談会への参加は、基本的かつ重要な支援活動と位置づけられる。

無料相談

常設無料特許相談室

- 東京** 日本弁理士会特許相談室 毎日2室 平16 来訪1,752件 電話963件
 東京都千代田区霞が関3-4-2 TEL 03-3512-2707
- 名古屋** 日本弁理士会名古屋特許相談室 毎日 平16 来訪454件 電話381件
 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階 日本弁理士会名古屋分室内 TEL 052-211-3110
- 大阪** 日本弁理士会大阪特許相談室 毎日 平16 来訪1,356件 電話168件
 大阪市天王寺区伝人町2-7 関西特許情報センター4階 日本弁理士会大阪分室内 TEL 06-6775-8200
- 福岡** 日本弁理士会福岡特許相談室 毎週木曜日 平16 来訪153件
 福岡市博多区博多駅東2-6-23 住友博多駅前第2ビル2階 日本弁理士会九州部会室内 TEL 092-415-1139

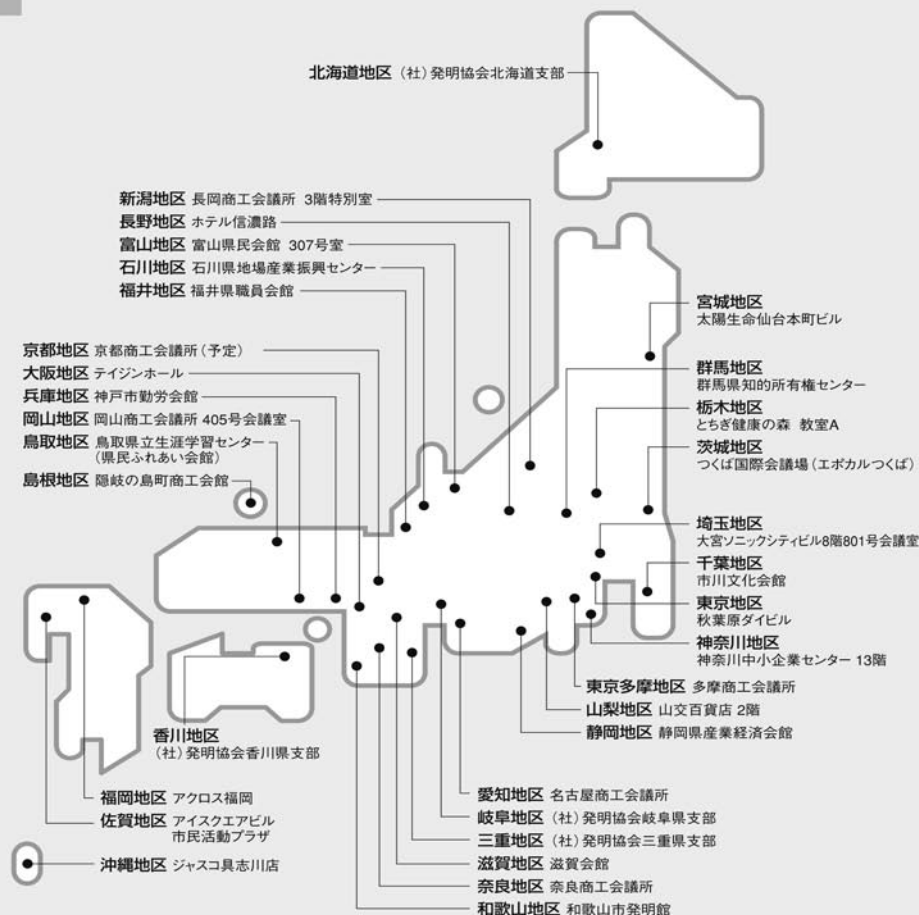
弁理士の日 全国一斉無料相談会

平成17年7月2日 全国33会場 331件

弁理士の日 全国一斉無料相談会

平成17年度の弁理士の日 全国一斉無料相談会の会場は次の通りである。

相談会場案内



(註1) 上記の各地区における相談については、会場等を変更する場合があります。
 (註2) 変更内容及び上記相談会場の詳細については、日本弁理士会ホームページ (<http://www.jpaa.or.jp>) をご覧いただくか表面の連絡先にお問い合わせ下さい。

2.4 大学等支援

大学等支援には大学支援（国公立，私立を問わない）と，高等専門学校支援が含まれる。この支援活動は，大学ないしは特許庁，経産局等からの依頼に応じて講師等を派遣するものと，より積極的な学援隊によるものがある。前者は枚挙に暇がないくらいの実績がある。後者は，学援隊（支援センターの運営委員）が全国の大学に出向いてその大学の実情をヒアリングし，このヒアリング結果に基づいてその大学のニーズにあった支援を行うもので，支援にあたっては具体的なカリキュラムを提示する。このタイプの支援活動もいくつかの大学で実績を積んでいる。

大学知財本部を設置する大学が増加しているが，大学知財本部活動については個別性が強いので会員による自発的な活動に負うところが大きい。もちろん，何らかのつながりによって大学，高専等で定期的または単発で講義等を行っている会員の数は相当数にのぼる。

本年6月に開催された第4回産学官連携推進会議（国立京都国際会館）では，日本弁理士会はブースを設けて相談会を開催するとともに，日本弁護士連合会と共同でワークショップを行った。

2.5 小中高支援

小中学校支援は広報センターとの合同の企画から始ったものであるが，具体的には支援センターの第1事業部に小中学校支援チームを結成して平成15年度から群馬県，沖縄県，愛知県，北海道，大阪府等の小学校または中学校で知財教育を試みている。本年度からは高等学校教育の支援も視野に入れている（小中高支援）。工業高校については既に特許庁の実験協力校事業に協力する形で支援員を選定して派遣している。

2.6 支援員研修

産学連携の推進に伴って大学等における講義，相談等が増加しているが，企業とは異なる大学特有の事情を知らなければ効果的な支援活動を行い得ない。中小企業支援に関しても経営問題を含めて知財戦略の知識が必要となる。

支援センターでは，弁理士業務遂行のための知識に加えて，大学の事情，中小企業の状況等についての知識，見識が支援員に要求されることに鑑みて，大学支援研修，中小企業支援研修を全会員を対象に実施して

いる。特に中小企業支援に関しては，個別の私企業の支援につながることから支援センターでは行ない得ない活動があるので，実質的には会員の自発的な活動に期待するところが大きであり，そのためにも中小企業支援研修は重要である。

支援センターでは，これらの支援員研修を研修所のご協力を得ながら進めていく予定である。

2.7 特許出願等援助制度

日本弁理士会では，個人または中小企業による実施可能な優れた発明が経済的理由により埋もれてしまうのを少しでも防ぎ，発明を擁護するために，特許出願等援助制度を設け，乏しい予算の中からわずかではあるが資金援助を行っている。その概要は次の通りである。

① 支援対象発明

技術的な効果が期待される発明であって，原則として出願前のもの

② 支援対象者

・ 手続費用融資制度

(a) 対象となる発明を自ら実施しようとしている人（企業），または他人に実施させようとしている人（企業）

(b) 大学等の教育機関の教育者又は研究者

(c) 中小企業，ベンチャー企業など

上記のうち特許出願等の手続費用を支払うことが困難な方または企業

・ 手続費用給付制度

有用な発明をした人で手続費用を支払うと著しく生活が困難になる方

③ 支援対象費用

発明について特許出願をするときに必要となる弁理士の報酬および経費と特許庁の手数料の合計を超えない金額

この制度の運用状況は次の通りである。

年度(平成)	12	13	14	15	16
申請件数	55	41	56	49	45
支援件数	5	3	6	2	3

国，地方公共団体が次に述べる中小企業の技術開発に関する補助金，助成金による援助に加えて，優れた発明を経済的に援助する制度を構築することを願うものである。

2.8 中小企業の技術開発にかかる公的補助、助成事業に関する調査

日本弁理士会では平成11年度から平成13年度まで毎年、標記の調査を行い、報告書を作成した。たとえば、平成13年度調査では中央4省庁、47都道府県・公益法人、12政令指定都市、都内23区、全国の工業集積都市、及び主として総務省・文部科学省を主務官庁とする財団を対象とした。報告書は、<http://www.jpaa.or.jp/affiliation/center/center3.html>に掲載されている。

この調査では、知的所有権（主に、工業所有権）の導入費用（譲渡、実施許諾等）および出願費用（弁理士手数料、印紙代）が助成の対象になっているかどうかについても調べた。

その結果、知的所有権の導入費用、出願費用についての助成に次のような傾向があることが分かった。

① 中央省庁レベルでは、旧郵政省の一部の助成事業と旧科学技術振興事業団の助成事業において、知的所有権の導入費用と出願費用が助成の対象となっているが、他の省庁では、導入費用と出願費用のいずれもが助成の対象となっていない。

② 都道府県レベルでは、茨城県等の10県が、導入費用、出願費用のいずれをも助成の対象としていない。他の都道府県では、導入費用については助成の対象としているが、出願費用については、青森県、山形県、福島県、東京都、石川県、兵庫県、岡山県および福岡県の一部助成事業で対象にしているだけである。

③ 政令指定都市レベルでは、導入費用は、ほぼ全市で助成の対象となっているが、出願費用については、横浜市の助成事業と、川崎市の一部助成事業のみで助成対象となっているにすぎない。

④ 区部レベルでは、導入費用については全区で、また出願費用についても、ほぼ全区で助成の対象となっている。

⑤ 財団レベルでは、導入費用については助成の対象とするという財団と、導入費用及び出願費用については個別に対応するという財団が、ほぼ半々であった。

中小企業の技術開発に助成金、補助金を出しても、その技術開発の成果物を知的財産で守る手当をしてはじめて助成金、補助金が生きてくることになる。日本弁理士会では、このような公的補助には、成果物を知

的財産によって保護するための費用も含めるよう強く訴え続けてきた。その結果、技術開発の成果物を知的財産で保護するための費用を含めてもよいとする助成金、補助金が増えてきている。

3. 地方自治体との連携による地域振興

3.1 6道県と協力、支援協定を締結

都道府県との協定締結に基づく知財支援活動は平成12年の島根県を嚆矢とする。知財基本法の制定、その後の知財推進計画等の国レベルの知的財産政策に呼応するように地方自治体において知的財産を活用した地域振興施策が策定、実施されていく過程で、日本弁理士会と知財協力、支援協定を結ぶ道県が増え、現在では島根県、高知県、北海道、岩手県、福島県、栃木県の6道県になっている。また、平成17年度は、中国経産局とともに鳥取、岡山、広島、山口県でシリーズのセミナーを開催している。

日本弁理士会（支援センター）による知財支援は、セミナー、演習、相談会等の形で、次のように進められている。

地域振興	
島根県 知的財産戦略セミナー	
2001年 講義+グループ演習+相談会 全10回	70名参加
特別講座 全6回（講義+個別指導）	40名参加
2002年 実務基礎講座 全9回（講義+個別指導）	70名参加
特別講座 全2回（講義+個別指導）	80名参加
2003年 ファンデーションコース 全6回（講義+個別指導）	70名参加
ビジネスコース 全6回（講義+個別指導）	30名参加
2004年 基礎セミナー 全8回	145名参加
実務セミナー 全5回	88名参加
2005年 基礎演習セミナー 全6回（講義+演習）	65名申込
中小企業実務者育成セミナー 全4回	55名申込
高知県 知的財産戦略セミナー	
2003年 講義+グループ演習+個別相談	75名参加
2004年 実務基礎講座 全8回	50名参加
経営者向け特別講座 全2回	28名参加
（セミナー+グループ演習+個別相談）	
2005年 実務基礎講座 全6回（講義+グループ演習）	36名出席
経営者向け特別講座 全2回	50名申込
北海道 中小・ベンチャー企業等向け（経済産業局） 知的財産戦略セミナー	
2004年 知的財産管理者養成コース	
セミナー+個別相談会 全6回	60名参加
岩手県 いわて知的財産権セミナー	
2005年 セミナー+体験学習 全8回	100名以上の申込
福島県 知的財産戦略セミナー	
2005年 知的財産実務講座 全7回	74名申込
栃木県 知的財産実務セミナー	
2005年 知的財産実務セミナー 全5回	40名超参加

3.2 島根県

島根県は弁理士の事務所（特許事務所）が無い弁理士不在県であった（実際は、東京、大阪等に事務所を持つ弁理士が島根県に出張して対応していた）。このことが契機となって、島根県知事と日本弁理士会会長が知的財産による地域振興協定を平成12年に結んだ。この協定に基づいて平成13年に島根県において日本弁理士会の弁理士による知的財産戦略セミナーと相談会が開催され、平成16年まで4年間続いている。このセミナーには島根県の企業の担当者、島根大学の教職員、学生等が熱心に参加している。現在では島根県には三つの特許事務所が誕生した。

平成17年度は、島根県、島根大学、松江高専および日本弁理士会の四者協定を結び、産学官連携、技術移転を視野に入れた活動を展開していく予定である。

平成17年度の基礎演習セミナーと中小企業実務者育成セミナーの概要は次の通りである。

基礎演習セミナー

- 第1回 私はコレで儲けました！
身近なものから考える知的財産
- 第2回 なぜ特許をとるの
特許取得のメリットとポイント
- 第3回 戦略的特許取得と活用のすすめ
研究開発と商品化・事業化のための特許調査と出願プロセス
- 第4回 さあ、書いてみよう
特許明細書の書き方
- 第5回 企業イメージはこれで決まる
意匠・商標とブランドの力
- 第6回 身近なのに意外と知らない
知って得する著作権の基礎知識

中小企業実務者育成セミナー

- 第1回 あなたにだけ内緒で教えます！
特許取得のコツとポイント
- 第2回 この一手が分かれ道！
拒絶理由、拒絶査定への対応
- 第3回 あなたの会社大丈夫？
権利侵害への対応
- 第4回 これからは避けては通れません！
特許のライセンス戦略と契約書作成の考え方

3.3 高知県

高知県と日本弁理士会との協定に基づく知的財産戦略セミナーも平成15年に始まり、今年で3年目である。知的財産への関心の高まりがみえはじめ、手ごたえを感じている。

高知県における知的財産戦略セミナーの内容は次の通りである。

実務基礎講座

- 第1回 これからは「知」が「ブランド」が「財産」の時代
知的財産とは何？その全体像を掴め
- 第2回 情報戦略・役に立つ特許情報
研究開発前の特許調査
- 第3回 どのような発明を、どのようにすれば特許にできる？
特許出願から権利成立まで
- 第4回 さあ、書いてみよう。出願への第一歩
発明提案書・明細書の書き方
- 第5回 ブランドで商品価値を高めよう
商標保護の方法と重要性
- 第6回 知らなかったでは済まされない、知的財産侵害
権利侵害とその攻防

経営者向け特別講座

- 第1回 経営者が知っておくべき知的財産
中小、ベンチャー企業の知的財産戦略
- 第2回 高知ブランドを全国ブランドへ！！
地域ブランドの掘り起こしと全国展開、ブランドの保護・管理

3.4 北海道、岩手県、福島県、栃木県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県

岩手県は知財活用による地域振興に熱心な県であり、基礎講座というよりも具体的実務を重点とした次のようなセミナーを実施しつつある。

- 第1回 「今、なぜ“知財”なのか？」
知的財産を考える視点
- 第2回 「みちのくブランドで全国制覇を！商標セミナー①」
地域ブランドの活用を！

体験実習 「商標調査の仕方、良い商標の選定の

仕方」

第3回 「実用新案制度の有効活用法！」

特許とどうちがうの？

体験実習 「アイデアを考案，発明に！発明提案書の書き方①」

第4回 「アイデアから特許へ！」

独自のアイデアを特許に変身！発明の抽出，発明の成立性とは

体験実習 「発明提案書の書き方②」

第5回 「商標の類否とは。商標セミナー②」

商標の類否はどのように判断するの？

体験実習 「商標類否の考え方」

第6回 「商品開発は特許調査から」

効率的な商品開発のために

体験実習 「特許電子図書館（IPDL）による特許調査」

第7回 「中小企業による特許活用事例」

特許取得の重要性とそのメリット

体験実習 「特許・考案の活用の仕方」

第8回 「貴方も知的財産権を持っている！著作権

とは？意匠の特色とは」

知的財産権は，意匠・著作権でどう保護できるの？

福島県および栃木県についても同様のセミナーが始っており，北海道で計画中である。

鳥取県，岡山県，広島県および山口県とは協定を結

んではないが，中国経産局とこれらの県との共催という形で数回にわたる実務基礎セミナーを実施している。

全国の都道府県は地元の中小企業，地域産業の振興の一策として知的財産の活用に着目しており，今後はこのようなセミナーが全国的に広がっていくものと予想される。

4. ITベンチャー支援

日本弁理士会と総務省と独立行政法人情報通信研究機構が主催するITベンチャーを対象とした知的財産セミナーは，平成15年度（2003年）には仙台，東京，横須賀，大垣，大阪，広島，福岡の全国7箇所で，平成16年度（2004年）には札幌，新潟，金沢，名古屋，松山，鹿児島，那覇の全国7箇所で，全5回にわたって開催された。各回において，2日間にわたって講義とグループ演習を行った。平成17年度（2005年）はさいたま，塩尻，静岡，大阪で開催する。

平成16年度について詳述すると（平成17年度についても同じ），講義は，情報通信ベンチャーにとって必要な知的財産に関する実務能力を養成する「実務基礎講座」（全5回）で，内容は，次のとおりである。

第1回 知的財産権全般と著作権

第2回 「発明」のとりえ方と「新しさ」の重要性

第3回 先行技術調査

第4回 出願から権利成立まで

ITベンチャー 知的財産戦略セミナー

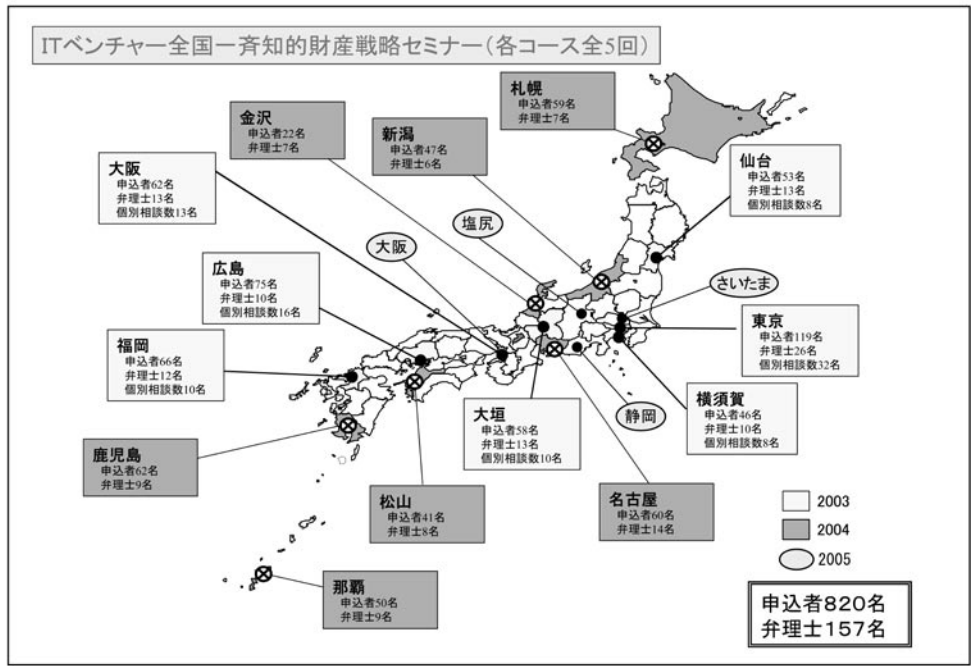
2003（全国7地域）
2004（全国7地域）
2005（全国4地域）

スケジュール

	午前	午後		
第1回		挨拶・ガイダンス	講義	講義 情報交流会
第2～4回	講義	講義	グループ演習	
第5回	講義	講義	グループ演習	情報交流会

主催 総務省 日本弁理士会 独立行政法人情報通信研究機構

後援 日本経済団体連合会 経済同友会
日本ベンチャーキャピタル協会 日本ベンチャー学会



第5回 権利活用と外国での権利化

グループ演習は、講義で学習した内容を、演習形式で実際に経験してもらうもので、講義の進行にあわせて実際に使える知識を身につけることができる。

2年間に延べ820名が申込、延べ157名の弁理士が協力した。平成17年度は各地域80名程度の定員で募集している。

5. おわりに

支援センターの支援活動の概略と、特に地域支援について説明したが、このように支援センターの活動は多岐にわたっている。

支援センターの支援活動の目的は次の2つの観点から捉えることができる。

① 知的財産の普及

上述したように、公益性を持つ日本弁理士会としての社会的責務を果たすための活動である（いわゆるプロボノ活動）。

② 知的財産専門サービスの充実

需要の大小または有無は別にしても、弁理士（特許事務所）の数が少なく、知的財産専門サービスを十分に受けられない地域があるとすれば、知的財産の専門家集団としては看過することはできない。いわば、弁理士（事務所）過疎領域対策である。

会員の会費により運営される支援センターの活動は特定の会員、特定の企業に利益を誘導するものではなく、支援センターの活動は自ずと公益的なものに限定されざるを得ない。

しかしながら、公益性なものに限定された活動では上記の①と②の目的を十分に達成することはできない場合がある。ここに支援センターのジレンマがある。

個々の会員（弁理士）の業務は当然ながら私益的活動であるが、その業務が上記①と②の目的を達成してはじめて社会の要請に応えたものになることを考慮すると、個々の会員の活動の中にこそ支援センターの活動が潜んでいなければならない。

多くの会員が自発的に商工会議所、発明協会等の相談室に相談員として参加し、また、中小企業・ベンチャー総合支援センター等の公益的機関に登録し、さらに自発的に大学の知的財産本部に参加している。個々の業務においても自己の依頼人（中小企業）のために損得抜きで仕事をすることもある。

約6,200人の弁理士によるこのような自発的社会活動こそが重要なのであり、会員の自発的社会活動をいかに促していくか、今後の支援センターの課題がそこにある。

(原稿受領 2005.8.8)